

当社における新型コロナウイルス感染症予防策等の実施状況 その4
～5月4日「緊急事態宣言」延長発表を受けて～

2020年5月7日

当社では、これまで新型コロナウイルス感染症予防策を実施しており、今後もお客様、従業員および家族の感染予防を最優先に、取組を推進してまいります。

5月4日、政府より4月6日に発令されその後全都道府県に拡大した「緊急事態宣言」の5月31日までの延長が発表されました。

当社では緊急事態宣言発令前の4月3日から原則在宅勤務とする体制へ移行しております。この間、「3つの密」を回避し、お客様、従業員および家族の感染予防を強化しつつ、業務を継続してまいりました。お客様にはご不便をおかけすることもあったかとは存じますが、ご理解とご協力に感謝申し上げます。

今般の「緊急事態宣言」の延長を受け、当社は、原則在宅勤務を継続いたします。

誠に遺憾ながらお客様には引き続き、ご迷惑、ご不便をおかけする可能性がございますことに更なるご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

また、今後も状況の変化に対してはホームページ等で、タイムリーな当社対応情報のご提供を心がけてまいります。

以 上

<感染予防策の実施状況>

- ・原則在宅勤務の継続
- ・お問合せについては原則メールでのご対応
- ・やむを得ない事情による出勤時通勤途上での感染リスクを抑止するために、時差出勤、タクシーの活用
- ・当社開催のセミナーの自粛、他社セミナー等への参加の自粛
- ・従業員の健康管理として、全従業員が毎朝自宅で体温を測り、発熱の有無や体調を報告することを継続
- ・その他自宅における新型コロナ感染症予防策（不要不急の外出自粛、マスク着用、手洗い、うがい等）の励行、オフィスに入室する際のアルコール消毒、執務室内の除菌ジェル設置 等